

序記の狼狽の甚行はるる事なきを以て改定し明七ヨリ  
 此より派しつて整理せしむる所あるに飲食休の事あり  
 會社に於て立務へ支拂しし年位は此頃迄ニ終りし事あり  
 此の頃迄は古金も亦た之の傍り首強者も山徑花丸  
 古金に對し解雇の申請ありたり一同の通定あり他  
 者も打掃に此頃迄ニ押取リル等一時不穩に於て是れか  
 社員に不連入仲介の解雇の取消し書と宛人  
 一時社長兼任清正の任り會社各消費人双下三平  
 人選の事り及び決定の事トハ折念に一同同々ノ西  
 道に往りし事ニ由りしなり

秘

大正二八年

新川電氣鐵道株式會社  
 爭議資料

情報課